

薬事法等の改正(平成26年6月12日施行)の経過措置に係る届書

業 務 の 種 別		
許 可 番 号 及 び 許 可 年 月 日		第 号 平成 年 月 日
薬 局 又は 店 舗	名 称	
	所在地	
届出事項		
①販売・授与する医薬品の区分 (番号に○を付けること)		1 薬局医薬品(2を除く) 2 薬局製造販売医薬品 3 要指導医薬品 4 第一類医薬品 5 指定第二類医薬品 6 第二類医薬品 7 第三類医薬品
②相談時及び緊急時の電話番号その他連絡先 (許可申請書に記載した電話番号以外の電話番号又はメールアドレス等を記入すること)		

上記により、届出をします。

平成 年 月 日

住 所
 [法人にあっては、主たる
 事務所の 所在地]

氏 名
 [法人にあっては、名称
 及び代表者の氏名]

㊦

大分市保健所長 殿

※特定販売を行っている薬局・店舗においては、裏面事項も記載すること。

特定販売を行っている薬局・店舗販売業の届出事項

イ 特定販売を行う場合の通信手段	
ロ 特定販売を行う医薬品の区分	1 薬局製造販売医薬品 2 第一類医薬品 3 指定第二類医薬品 4 第二類医薬品 5 第三類医薬品
ハ 特定販売を行う時間	
(営業時間のうち特定販売のみを行う時間がある場合はその時間)	
ニ 特定販売を行うことについての広告に、申請書記載以外の薬局又は店舗の名称を用いる場合はその名称	
ホ 特定販売をインターネットを用いて広告するときのホームページアドレス	
ヘ 主たるホームページの構成の概要 (カタログ等を用いて広告するときはその概要)	
ト 都道府県知事等が特定販売の実施方法に関する適切な監督を行うために必要な設備の概要(営業時間のうち特定販売のみを行う時間がある場合に限る。)	

ロについて、特定販売を行う医薬品の区分の番号に○を付けること。

ホについて、その薬局が販売・授与しようとする一般用医薬品を広告しているホームページのうち、当該一般用医薬品を購入し、又は譲り受けようとする者等が通常最初に閲覧するホームページ(いわゆる「トップページ」や「メインページ」)のアドレスを記入すること

ヘについて、ホームページでの医薬品の表示内容や表示すべき事項の表示の状況等が分かるようなホームページのイメージ等の書類を添付すること。カタログ等を用いて特定販売を行う場合においても、同様にその概要が分かる資料を提出すること。

※特定販売については、上記「ヘ」を除く全ての事項について、変更の際は事前の届出となるので注意すること。

(ただし、平成26年6月12日から30日以内に変更する場合は、変更後30日以内に届け出ること。)